

---

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

## 販売及び供給に関する一般条件

## 第1条 適用範囲

1.1 ヴィルトゲン・ジャパン株式会社（「本供給者」）のすべての申入れ、販売、引渡し及びサービスは、「販売及び供給に関する一般条件」（「本条件」）にのみ基づいて行われる。本条件と矛盾するか又は逸脱するお客様の条件は、仮に本供給者が、お客様の矛盾又は逸脱する条件を認識した上で無条件でお客様に供給を行った場合であっても効力を有しない。本条件からの矛盾及び逸脱は、本供給者が書面により確認した場合に限り有効となる。

1.2 本条件は、特定のさらなる合意を要することなく、同じお客様との同種類の将来のすべての取引にも適用される。

## 第2条 申入れ及び契約の締結

2.1 本供給者の申入れは、明示的に別段の定めがない限り、契約の申入れであることが本供給者によって確認されていることを常に必要とする。費用の見積りは、拘束力を有しない。別途合意されない限り、初回の申入れ又は費用の見積りは、無償で提供される。本供給者は、供給契約が成立しない場合に、追加的なコンセプト、提案又は費用見積り及び図面作成について合理的な料金を請求する権利を留保する。

2.2 供給契約は、本供給者の書面による確認がある場合に限り成立する。また、いずれの変更、修正又は附帯契約も、本供給者の書面による確認を必要とする。

2.3 図、図面、重量及び寸法の詳細又は作成されたコンセプトを含む（ただし、これらに限定されない）見積りに関する文書は、拘束力を有すると明示的に表示されていない限り、参考資料にすぎず、拘束力を有しない。

2.4 本供給者は、図、図面、コンセプト、費用見積り、計算及びその他の文書に対するすべての所有権及び著作権を留保する。お客様は、これらを、本供給者の事前の書面による明示的同意なしに、いかなる第三者の利用にも供してはならない。以下の場合には、これらを本供給者に返却するものとする。

- (i) 契約が一切成立しなかった場合、本供給者の要求に応じて遅滞なく、又は
- (ii) 注文が完全に実行された後すぐに

## 第3条 購入価格の支払

3.1 別段の合意がない限り、本供給者による価格は、梱包及び荷降ろしなしの「工場渡し」に対して適用される。お客様は、特別な許可、通常の許可の取得及び法令で要求される通常の要件の充足のための費用に加えて、特に組立て及び立上げのための追加費用を負担する。

また適用される法令に基づき、法定の消費税が課せられる。

3.2 別段の合意がない限り、支払は、本供給者の費用負担なく、別途消費税とともにお客様により全額支払われるべきものであり、以下のとおり行われなければならない。

コンポーネント:	引渡し前
機械:	引渡し前
予備の部品:	引渡し前
その他の品目:	請求書の日付から 14 日以内

3.3 為替手形又は小切手の提供は、支払いがあった場合にのみ債務の履行としての効力を有し、不渡りなどの場合には債務の履行としての効力は認められない。すべての割引及び手形・小切手に係る手数料は、お客様が負担するものとする。

---

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

3.4 信用状による支払については、国際商業会議所が発行する「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例（Uniform Customs and Practice for Documentary Credits）」に関する規則の適用ある版（その後の随時の改訂を含む）が適用されるものとする。

3.5 お客様は、相殺、支払の留保又は減額の権利を有しない。ただし、お客様が行うその反対請求について、本供給者が異議を唱えない場合又は最終的かつ不服申立を行うことができない裁判によりこれが確定している場合は、この限りでない。契約不適合責任に基づく請求の主張の場合も同様とする。

3.6 お客様が支払を怠った場合、本供給者は、遅延損害金を請求する権利を有する。遅延損害金は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年6分の割合による。本供給者は、証拠を提供する場合はこれより高い金額の遅延損害金を主張することができる。ただし、お客様は、支払の不履行による損害がこれより低い金額であったと証明する権利を有する。

3.7 本供給者が、お客様の信用度に疑問を生じさせるような状況を知った場合は、すべての繰延べられている請求について、直ちに支払期限が到来するものとする。さらに、かかる場合において、本供給者は、前払又は担保の提供を要請することができる。

**第4条 引渡し**

4.1 引渡準備完了、引渡し、組立て若しくはコミッショニングの開始、又は運転等の準備完了の日程については、その都度別途合意する。合意された期間の開始及び遵守のためには、お客様がその協力義務を満たすこと、特に、お客様が提供すべきすべての資料、文書、許可書、公開物及びテストを適時に提供すること、合意された支払条件（特に、合意されたあらゆる支払金（3.2項を参照のこと）の支払）を遵守すること、又はお客様による信用状の開設が必要となる。これらの要件が適時かつ適正に満たされない場合、期間は合理的に（ただし、少なくとも遅延の期間分）延長されるものとする。ただし、かかる遅延の責任が本供給者のみにある場合は、この限りでない。

4.2 いずれの期間についても、その遵守は、本供給者が適時かつ正しい方法により発注していることを条件として、本供給者自身が自らの供給者から正しくかつ適時に引渡しを受けることを条件とする。

4.3 別段の合意がない限り、各引渡しは、それぞれ「工場渡し」である。

4.4 引渡期間は、その満了時に供給契約の目的物である引渡品（「引渡品」）が本供給者の工場から発送されているとき、又は本供給者による引渡準備完了の通知がなされたときに遵守されたものとし、以後、本供給者に引渡し義務を履行しないことの責任は生じない。引渡品についてお客様による受入が必要である限り、お客様には引渡品の受入義務があるものとする（ただし、正当な理由のある受入の拒否の場合はこの限りではない）。

4.5 本供給者は、いつでも、部分的な引渡し又は部分的な履行を行うことができる。

4.6 不可抗力による遅延及び引渡しを著しく遅らせたり妨げたりする事由による遅延（戦争、テロ攻撃、流行やパンデミックなどの大規模な病気の発生（例：エボラ、はしか、SARS、MERS、Covid-19、または同様の重篤なウイルス性疾患、コレラなど）及びこれらに伴う封じ込め区域の設定、輸出入制限、ストライキ、ロックアウト又は当局による命令を含むが、これらに限定されない）は、それらが本供給者自身もしくは本供給者の下請供給者に関連するもの（以上を、総称して「不可抗力」と呼ぶ）であっても、合意された引渡期間を、引渡し及び履行遅延の期間に、立上げに要する合理的な期間を加えた期間の分延長させるものとする。不可抗力による遅延が追加的な費用（輸送運賃の高騰、特別な安全確保手段をとることに伴う保管費用、輸送手段の不足あるいは既に輸送中の貨物の輸送を中断せざるを得なくなる場合等）が発生した場合には、これらの費用はお客様の負担とするものとする。可能である場合は、本供給者は、上記の状況の開始、終了及び予想期間についてお客様に知らせるものとする。

4.7 本供給者が、実際の引渡品が引き渡される時までの期間において、契約上の引渡日に従って引渡品に代わる代替品をお客様に提供する場合、本供給者の負う引渡品の引渡債務は不履行とならない。ただし、当該代替品があらゆる重要な点においてお客様の技術的及び機能的要件を満たしており、かつ、本供給者が、当該代替品を提供するために発生したすべての費用を負担することを条件とする。

---

---

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

4.8 本供給者が供給契約で定められた期限までに債務の履行を行えない場合、お客様は、契約を履行するための合理的な追加期間を本供給者に与えるものとする。当該合理的な追加期間内に債務の履行を行った場合、本供給者に履行遅滞に基づく責任は生じないものとする。

4.9 合理的な追加期間を過ぎても本供給者に債務の不履行があり、その結果お客様が損害を被った場合、お客様は、当該不履行に係る賠償金を一括で要求する権利を有する。当該賠償金は、満1週間の遅延ごとに、輸送、組立てその他の追加費用を除く、工場渡しの価格を基準とし（工場渡しの価格に別途課される消費税は考慮しない）、履行すべき全部のうち遅延のために時間内に又は契約に従って使用することができない部分の価額の0.5%とする。ただし、合計して、履行すべき全部に係る価額の最大5%までを上限とし、当該債務不履行に基づく損害に関してさらなる請求は行えないものとする。

お客様が4.8項に基づき本供給者に合理的な追加期間を2度付与した場合において、最後に付与された追加期間が遵守されないとき、お客様は、民法の要件に従い契約を解除する権利を有する。

**第5条 リスクの移転、輸送、受入の不履行、運転準備の完了**

5.1 引渡品が集荷のために提供された時点（4.3項を参照のこと）で危険はお客様に移転するものとし、また、部分的な引渡しが行われた場合、又は本供給者が他の債務、例えば配送費用の支払若しくは引渡し及び設置を負うことに追加的に同意した場合も同様とする。引渡品についてお客様による受入が必要である限り、お客様による受入は危険の移転の要件となる。それは、受入の日、そうでない場合は、本供給者が受入準備完了の通知を行った後遅滞なく行われなければならない。引渡品において、数量の過不足、破損など、種類、品質又は数量に関する本条件その他の条件又は供給契約の契約内容との不適合（「契約不適合」）があったとしても、お客様は、当該契約不適合が軽微である場合には受入を拒否する権利を有しない。契約不適合が発見されていない又は軽微な契約不適合しか存在しないにもかかわらず、お客様が受入を行わない場合は、受入準備完了の通知から1ヶ月、ただし遅くとも引渡品が工場を離れた後6ヶ月（「工場渡し」）の期間が満了した後、受入が行われたものとみなし危険が移転するものとする。

5.2 本供給者に起因しない事情により発送が遅延されたか又は行われなかった場合、引渡し若しくは受入又は運転準備完了の通知の日から危険がお客様に移転するものとする。

5.3 別段の合意がない限り、引渡品はお客様の費用及び責任により輸送される。

5.4 お客様の要請及び費用負担により、本供給者は、引渡品に輸送リスクに対する保険を掛けるものとする。

5.5 お客様が引渡品の受入義務を履行しない場合又はその他の協力義務に違反した場合、本供給者は、被った損害（特に、引渡しを受入の遅延又は組立て及びコミッショニング開始若しくは運転準備完了の遅延により発生した費用等の追加費用を含む）の賠償を請求する権利を有する。

5.6 FOB、CFR、CIF等の商業関連条項が使用されている限りにおいて、それらは、国際商業会議所による該当するインコタームズ（その後の随時の改訂を含む）に従って解釈されるものとする。

**第6条 権原の保持及び他の担保**

6.1 本供給者は、本供給者とお客様を当事者とする取引に基づく、お客様に対する本供給者のすべての債権（同時又は後に締結された契約によるものを含めた将来の債権を含む）の決済が完了するまで、引渡品に対する所有権の権原を保持する。これは、本供給者の個別の又はすべての債権が經常勘定に計上され、貸借対照表が作成され、確認された場合にも同様とする。お客様側に契約違反があった場合、特に、支払不履行があった場合には、本供給者は、催告の後、引渡品の引取りを行う権利を有し、お客様は、当該品を本供給者に引き渡す義務を負う。

6.2 お客様は、6.3項、6.4項及び6.5項に記載されている、本供給者のお客様に対する債権を担保するための条件が満たされている場合、かつ、その限りにおいて、通常の業務の過程で引渡品を処分する権利を有する。上記の文に

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

規定する義務の違反があった場合、本供給者は、お客様との取引関係すべてを直ちに終了する権利を有することとなる。

**6.3** 供給契約の締結時に、将来における第三者に対する引渡品の再販売若しくは賃貸又はその他の法的根拠（保険、不法行為等）に基づくお客様のすべての債権は、お客様との取引関係に基づく本供給者のすべての債権を担保するために本供給者に移ることが、ここに、本供給者とお客様の間で合意されている。その限りにおいて、お客様は、本供給者に対し、今ここで既に、お客様が引渡品の再販売若しくは賃貸に基づき有することとなった付随的権利を含むあらゆる債権を完全に本供給者に譲渡する。お客様は、本供給者が要求した場合、本項に定める債権の譲渡の事実について、当該債権の債務者に対し、確定日付のある証書にて通知を行う義務を有する。ただし、本供給者が当該譲渡された債権の債務者に対して通知を行うまでは、お客様は、譲渡された債権を回収する権利を有するものとする。お客様が、既に本供給者に譲渡された債権を再度譲渡することは禁止とする。本供給者から本条件に基づき購入した引渡品をお客様が第三者に再販売した場合、お客様は、当該第三者が対価としてお客様に支払う金銭あるいは金銭の支払に代えて引き渡されたあらゆる品、機械部品、コンポーネント及びあらゆる種類の中古機械に対する権原又はその他の権利を、お客様がそれらに係る権原又はその他の権利を取得した時点で、本供給者に対し移転する義務を負う。お客様は、無償で、本供給者に代わり上記の品を保管し、慎重に取り扱い、それらに合理的な保険を掛けるものとする（6.7 項を参照のこと）。

**6.4** 6.1 項、6.2 項及び 6.3 項に記載された担保が、引渡品が所在する国の法律に基づいて認められていないか、又は制限なしに実行することができない場合、お客様は、今ここで既に、適用ある法律に従った担保の提供を可能とするために、特に、必要なすべての手順（特に、登録又は届出義務等に関連するもの）に協力することを約束する。本供給者は、必要な担保が法的効力を伴って提供されるまで、引渡品を保持するか、又は組立て及びコミッショニングを遅らせる権利を有する。法定の要件を考慮した場合、担保の提供が現地で実行可能でない場合又はその他の理由で実現不可能である場合、お客様は、今ここで既に、本供給者に同等の担保を提供することを約束する。お客様は、契約締結時又は契約締結後遅滞なく、請求を待たずに、6.1 項、6.2 項及び 6.3 項に基づく担保の提供と矛盾するあらゆる形式要件又はその他の法定の要件について本供給者に知らせる義務を有する。

**6.5** お客様が保持する引渡品であって本供給者がその所有権の権原を保持するもの（「保持品」）に対して行う加工又は改変については、常にお客様が本供給者に代わって行うものとする。保持品が本供給者に帰属しない他の品とともに加工された場合、本供給者は、加工時における他方の加工品に対する保持品の価値に応じて、新しい品の共同所有権を取得するものとする。

お客様が保持品を他の動産である品と結合するか又は分離不可能な状態に融合し 1 個の単一の品とした場合で、かつ、他方の品が主要な構成物ととえられる場合には、お客様は本供給者に対して、主要な構成物がお客様に属する範囲に相当する共同所有権を移転する。

お客様は、無償で本供給者のために所有権又は共同所有権を保管する。また、保持品の加工又は改変により作成された品についても、保持品に関するものと同じ規定に服する。

**6.6** 6.1 項ないし 6.5 項に従って提供された担保の価額が、お客様との取引関係に基づく本供給者の債権を 10% 超上回る場合、本供給者は、お客様の請求に基づき、自己の選択により、超過したいずれかの担保を放棄するものとする。

**6.7** 以下の場合、お客様は、火災、風雨による損傷、破壊行為、盗難、輸送、不適切な取扱い、使用者の過誤、事故等を含むすべてのリスクに対して適用される、すべての付随費用を含む、工場渡しの、再調達価額による保険に加入し、かつ、個々の場合に応じて、本供給者及びお客様それぞれに対する、引渡品及び交換装置の、完全な権原の移転まで、支払が全額完了するまで、返却又は最終的な所有権の獲得のときまで、かかる保険を維持することを約束する（機械保険）：

- 本供給者による権原の保持により、お客様に引渡品の所有権が完全に移っていない場合
- 3.2 項に定める別段の合意により、引渡品の支払について、引渡し後になって初めてその一部又は全部が行われた場合（例えば、事前又は事後に合意された分割払、支払期限の繰延べ、延長等によるもの）

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

- 購入契約を締結する前に、又はそれ以外の理由で、引渡品（例えば、「試供品」、「承認用」等としての引渡し）又は交換装置（例えば、「暫定措置として」等）が有償（「リース」等により）又は無償でお客様に提供された場合。

さらに、お客様は、同期間にわたり、引渡品に係るオペレーショナル・リスクに対する保険を自己の費用により掛けることを約束する（責任保険）。お客様は、引渡品の提供前に、すなわち工場渡し（4.3 項）での引渡し時に、本供給者に対して対応する証明書を提出することを約束する。本供給者は、対応する証明書が提出されるまで物品の引渡しを拒否する権利を有する。さらに、本供給者は、自ら引渡品に付保し、お客様に一切の費用を請求する権利を有する。お客様は、今ここで既に、保険関係に基づき自己が有するその保険会社に対する現在及び将来の権利及び請求権を、本供給者に譲渡する。本供給者は、ここに、かかる譲渡を受け入れる。これらの権利は、物品の所有権が最終的にお客様に移り、購入代金が全額支払われた時点で消滅する。

**6.8** 本供給者が担保権を有する品又は債権に対する第三者による差押、押収又はその他のアクセスがあった場合、お客様は、遅滞なく本供給者に通知し、本供給者の権利の主張に対する支援を提供するものとする。裁判上又は裁判外の介入の費用は、第三者から払戻しを受けることができない限り、お客様が負担する。

**6.9** お客様の資産に対して倒産手続の開始を求める申立があった場合、本供給者は、即時に契約を解除し、引渡品の即時返還を要求する権利を有することとなる。

**6.10** 6.1 項第 3 文及び 6.9 項は、お客様が 6.3 項に従って支払に代えて受け入れた品、機械部品、コンポーネント及びあらゆる種類の中古機械にも適用される。

**第 7 条 瑕疵担保責任**

**7.1** 引渡しの時点で引渡品について契約不適合がある場合、本供給者は目的物の修補又は代替物の引渡しのいずれかを選択して履行の追完をすることができる。両当事者が明示的又は黙示的に（例えば、お客様と本供給者が契約不適合を認識しながら債務の履行として認めるなどにより）別段の合意をしない限り、契約不適合は、本供給者における契約不適合にかかる引渡品の修補又は代替物の引渡しのいずれかにより除去するものとする。交換された部品の所有権は、本供給者に移るものとし、これには第 6 項の規定が適用される。

**7.2** お客様が契約不適合に基づく請求を主張するためには、お客様は、遅滞なく、遅くとも引渡し後 1 週間以内に引渡品を調査し、契約不適合が発見された場合、遅滞なく書面で本供給者に通知することを要する。慎重な検査によっても同期間に発見できない契約不適合は、発見後遅滞なく本供給者に通知されなければならない。本規定の第 1 文における「引渡しの時点」とは、お客様が引渡品に対する実際の支配を獲得した時点、又は、実際の支配を獲得していない場合、お客様の過失がなければ当該支配を獲得することができたであろう時点をいう。

**7.3** 本供給者における一般的な施工上又は製造上の変更の範囲内で、引渡品の引渡し前に行われた施工上又は設計上の変更は、それによりお客様の意図した目的での引渡品の使用が不可能とならない限り、引渡品の契約不適合とはみなされない。

**7.4** 引渡品に軽微な契約不適合のみが存在する場合、お客様は、契約不適合による引渡品の価値の減少の分の購入価格の値下げを要求する権利のみを有する。

**7.5** お客様は、本供給者又は本供給者に委託された第三者に対し、事前協議の上、その契約不適合責任に基づく作業（修補又は代替品の引渡し）を実施するために必要な時間及び機会を与えなければならない。本供給者が契約不適合を是正する義務を負う限りにおいて、お客様は、運転の安全性に対する差し迫った危険を回避するため、又は不相応に大きい損害を防止するために必要であり、かつ、お客様が本供給者の事前の同意を得た場合に限り、かかる契約不適合を自ら除去するか、又は第三者に除去させることができる。

**7.6** 本供給者の保証は、契約不適合の除去により生じた間接的費用には及ばない。

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

契約不適合が、本供給者がその製品の供給者である第三者から購入した部品により生じたものである限り、本供給者は、今ここで既に、当該購入済部品の引渡しに基づく又は対応する第三者の履行に係る契約に基づくその債権をお客様に譲渡する。契約不適合責任は、その限りにおいて制限される。お客様が、譲渡された権利に基づき適切な補償を受けない場合、本供給者は、本条件の規定に従い、保証期間満了まで補助的に責任を負うものとする。

**7.7** 以下の場合に生じた引渡品の瑕疵は、契約不適合には該当しない。

- 自然損耗
- 不適當又は不適切な使用
- お客様又は第三者による設置不良、土木工事不良又は立上げ不良
- 不適切な、誤った又は不注意な取扱い
- 不適切な保管、建築又は不良建物区域
- 該当する使用者マニュアルについての無知
- 不適當な運転方法の利用
- 不適當な交換材料及び部品の使用
- 化学的、電気化学的、電磁的、電氣的又は相当する影響
- お客様（又はお客様に委託された第三者）による引渡品の変更（ただし、品質の瑕疵と当該変更との間に因果関係がない場合を除く）
- 製造者由来ではないコンポーネント及び予備の部品、消耗部品又はその他の部品並びに潤滑剤（OEM 製品と称される物）の設置（ただし、品質の瑕疵と当該設置部品との間に因果関係がない場合を除く）
- お客様又は第三者による保守が行われないこと又は不適切な保守（それらが機械の保守のために製造者により許可されたものでない限りにおいて）

**7.8** 引渡しを行う対象にソフトウェアが含まれる限り、契約不適合責任にはソフトウェアのエラー並びに不適切な使用、使用者の過誤、自然損耗、不十分なシステム環境、仕様書に記載されているもの以外の動作条件及び不十分な保守によって生じたエラーの除去は含まれない。

**7.9** お客様は、ソフトウェアの契約不適合がある場合それについて、遅滞なく書面により、当該契約不適合を認識し分析する目的に適ったすべての情報を記載した理解しやすくかつ詳細な形式で通知する。特に、ソフトウェアの契約不適合の存在の明示及びその結果を記載しなければならない。

**7.10** 契約不適合に係る請求は、12 ヶ月以内に行わなければならない。それ以降に当該契約不適合に関する請求を行うことはできない。かかる制限期間は、第5項に従い危険が移転したときから開始する。

**7.11** 本第7項に含まれる規定は、本供給者の引渡品に係る契約不適合責任についての確定的な定めである。お客様によるその他の請求、特に引渡品自体と関係のない損害に関する請求については、第8項のみに服する。これらと矛盾する民法の規定は適用しないものとする。

**7.12** 中古機械については、品質の瑕疵は契約不適合に該当せず、現状有姿で引き渡せば足りるものとする。

**第8条 責任**

**8.1** 本供給者は、故意による行為及び重過失、過失による身体、生命及び健康に対する傷害、本供給者が不正に開示しなかった契約不適合又は本供給者が品質保証を提供した点に関する契約不適合の場合には、責任を負う。本供給者は、製造物責任の範囲内で、及びその他の強制的な法令による規制に基づき責任を負う。

重要な契約上の義務の過失による違反があった場合、本供給者は、単純過失の場合にも責任を負うが、責任額は各注文価額の 10% を限度とする。かかる制限が法的根拠により認められない場合は、単純過失の場合の責任は、かかる契約に関する通常の、かつ契約締結の際に合理的に予見可能であった損害の額を限度とする。この意味においての契約上の重要な義務とは、具体的に規定された重要な義務で、その違反が契約上の目的の達成を危うくするもの、又は抽

---

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

象的に、契約の適正な履行のための不可欠条件となる条件を構成する義務で、お客様が通常その成就に依拠するもののうちいずれかを意味する。

**8.2** 本供給者はお客様に対して、インストールの前に及びソフトウェアの使用中等にデータバックアップが必要であることを指摘する。データの喪失が生じた場合、本供給者は、データがお客様により適切に保護されていた場合にその復旧に必要な費用及び努力についてのみ責任を負う。

**8.3** さらに損害賠償責任、特に経済的損害に対するものは認めない。

間接的損害、特に利益の損失に対するあらゆる責任は認めない。

**8.4** 前述の責任の制限は、本供給者の法律上の代表者、従業員又は委任を受けた代理人に対するお客様の損害賠償請求の場合にも適用される。

**8.5** 主たる責任の制限は、契約上の二次的義務の違反、特に契約締結の前後の協議及び明確化の義務にも適用される。

## 第9条 ソフトウェアに係る権利/データ保護

**9.1** 引渡しを行う対象にソフトウェアが含まれる限り、お客様には、該当する引渡品における適用のため、引き渡されたソフトウェア（その付随資料を含む）の通常使用権が付与される。ソフトウェアを2個以上のシステムで使用することは禁止されている。

**9.2** お客様は、ソフトウェアの複製、修正若しくは翻訳又はオブジェクトコードのソースコードへの変換を、これらが例外的に契約上認められている場合又は法律上認められている場合を除き、行ってはならない。お客様は、本供給者の明示的な事前承認なしに、製造者情報、特に著作権表示を削除又は変更しないことを約束する。

**9.3** ソフトウェア及び付随資料（これらのコピーを含む）に対するその他すべての権利は、本供給者又はソフトウェア提供者に留まる。サブライセンスの付与又はその他の形式での第三者への移転は禁止されている。

**9.4** 本供給者は、お客様がソフトウェアを不適切に使用した場合は、既にインストールされた、又は将来インストールされるソフトウェア（アップグレード又は更新としての物を含む）について責任を負わない。特にお客様又は第三者が以下のいずれかを行った場合、お客様又は第三者による不適切な取り扱いとされる。

- 本供給者の書面による同意なしに、機械の機能性が損なわれ得るような、供給品のパラメータの削除、変更を行うか又はその他の影響をそれと与えること、
- お客様が取得した機械の各機種について本供給者が許可していないソフトウェア（アップグレード又は更新としての物を含む）をインストールすること、又は
- インストール、アップグレード又は更新の全過程の間、機械を完全に停止させることなく、機械を観察しその動作を継続的に監視することなく、また、人が近付かないようにすることなく、ソフトウェア（アップグレード及び更新としての物を含む）をインストールすること。お客様は、これらの安全対策を厳守しなければならない。

**9.5** さらに、第7項及び第8項に記載の責任の制限が適用される。ソフトウェアが限られた期間中のみ賃貸される場合、責任は、賃貸期間中における第7項に従った契約不適合の是正に限定されるものとする。かかる是正に失敗した限りにおいて、お客様は、ソフトウェアの定期賃貸の場合は、当該ソフトウェアに対して別途賃料が請求されている限りにおいて、正当な理由に基づく契約終了の権利を有し、また、当該瑕疵によりソフトウェア又は製品の適合性が非実質的な程度に留まらず損なわれる限りにおいて、合意された賃料を減額する権利を有する。

**9.6** お客様が、特定のソフトウェアを機械若しくはコンポーネント又は別途（例えば、WITOS等のウェブベースのフリート管理システムに関連して）の購入の範囲内で取得した限りにおいて、その性能は、運転の場所における利用

---

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

可能なネットワーク技術並びに技術的及び地理的状況に依存する。本供給者は、ネットワークプロバイダーによる中断（例えば、定期的に必要な保守の場合）若しくはその他の電気通信サービスの制限又は旧式のネットワーク技術（例えば、G2）が停止に至った場合であっても、それらに対する保証又は責任は一切引き受けない。疑念がある場合には、7.6 項及び 8.3 項を準用する。機械データ（例えば、実行中の運転、待機時間等）が保存され本供給者に送信される場合、本供給者は、お客様が明示的に異議を唱えない限り、当該データを本供給者の内部で用いる目的のために無料で分析、加工及び制限なしに使用する権利を有する。例えば参照及び比較目的での第三者に対する開示は、匿名形式で行われる場合又は要求に応じてお客様が開示に明示的に同意する場合に認められる。

**9.7** インストール、アップグレード又は更新の範囲内で個人データが保存される場合は、以下が適用される。

本供給者は、法令によるデータ保護に係る規制の遵守を表明する。特に、ソフトウェアのインストールのためにこれが要求されている限りにおいて、提供された個人データはいかなる第三者に対しても開示されず、代わりに、当該個人データは、契約履行のため内部でのみ保存、加工及び使用される。それらは、必要がなくなった場合削除される。削除が法定の保持期間に抵触する場合、適用ある法令による規制に従い該当するデータを削除ではなくブロックするものとする。

法令によるデータ保護に係る規制により要求されている場合、お客様は、それぞれの契約を締結する前に、契約の履行に必要な個人データの本人の書面による必要な同意を得なければならない。

**第 10 条 第三者の財産権**

**10.1** 本供給者は、その製品・サービスが契約に従い使用されている限りにおいてのみ、当該製品・サービスによる第三者の権利の侵害に対する責任を負う。本供給者は、当該製品・サービスの契約に従った使用場所（引渡し場所）におけるものについてのみ、第三者の権利の侵害に対する責任を負う。権原に関する契約不適合に基づく請求は、本供給者の製品・サービスの、契約上の品質からの重要ではない逸脱のみに関するものである限りは、存在しない。

**10.2** いずれかの第三者が、お客様に対して本供給者の製品・サービスによるその権利の侵害を主張する場合、お客様は、遅滞なく本供給者に通知しなければならない。本供給者は、その義務を課せられることなく、許容される限りにおいて、主張されている請求を自己の費用により防御する権利を有する。お客様は、第三者によるいずれの請求についても、本供給者に他の方法で第三者の権利を防御する合理的な機会を与えた後でなければ、それを認める権利を有しない。

**10.3** かかる請求の主張が行われた場合、本供給者は、その費用により、ソフトウェア（ライセンスプログラム）を使用する権利を取得するか若しくはそれを変更するか若しくはそれを同等の製品と交換するか、又は本供給者が合理的な費用及び努力をもって救済を達成できない場合は、製品・サービスを引き取り、お客様が支払った購入価格若しくは手数料を、合理的な使用の対価を差し引いた後返金することができる。この点においてのお客様の利益は、十分に考慮されるものとする。

**10.4** 損害賠償及び費用の返還の請求については、第 8 項が追加的に適用される。

**第 11 条 輸出管理**

**11.1** 本契約に基づく引渡しは、その履行が禁輸措置又はその他の制裁措置を例とする国内外の輸出管理に係る規制のいずれにも抵触しないとの条件に服する。お客様は、輸出又は移動に必要なすべての情報及び文書を提供することを約束する。輸出検査又は許可手続きによる遅延があった場合、あらゆる期限及び引渡期間は保留される。必要な許可が付与されない場合、又は引渡し及びサービスが許可を受けることができない場合、契約は、関係する部分に関して締結されなかったものとみなされる。

**11.2** 本供給者は、国内外の法令による規制の遵守のために本供給者側で終了が必要な場合、通知なしに契約を終了する権利を有する。



---

**CLOSE TO OUR CUSTOMERS**

**11.3** 11.2 項に従って終了された場合、終了に基づくお客様による損害賠償請求の主張又はその他の権利の主張は認められない。

**11.4** お客様は、本供給者により引き渡された物品を国内外で第三者に渡す際には、国内外の輸出管理法の適用ある規制を遵守しなければならない。

**第 12 条 適用法、管轄地域、分離条項**

**12.1** 本供給者とお客様との間の契約関係は、本供給者とその登記上の事務所を有する国の法律のみに服する。国際物品売買契約に関する国連条約の規定は適用されない。

**12.2** 本供給者とお客様との間の契約関係より生じる、為替手形及び小切手より生じる請求を含むあらゆる紛争の専属的管轄地は、本供給者の主たる事務所の管轄権を有する裁判所とする。ただし、本供給者は、その選択により、お客様に対する法的措置を後者の一般的管轄地において提起する権利も有する。

**12.3** 本条件の 1 つ若しくは複数の規定又はそのいずれかの規定の一部が、理由の如何を問わず無効であるか無効となった場合、それは、残りの規定の有効性に影響を与えないものとする。お客様及び本供給者は、無効な規定又は規定の一部を、法律上認められており、かつ、経済的な観点から元の定めにも最も一致の度合いが高い定めと置き換えることを約束する。これは、意図しない乖離が生じた場合にも適用される。

2020年7月